令和３年度新型コロナウイルス感染症対応組合等消費喚起促進事業

新型コロナウイルス感染症と戦う組合を応援します。

第二次募集！

補助金上限 **300万円**

企業組合は **50万円**

補助率 **3/4**

令和３年度新型コロナウイルス感染症対応組合等消費喚起促進事業は、青森県の補助を受けて、青森県中小企業団体中央会が実施する事業で、中小企業組合が対象となります。
新型コロナウイルス感染症の拡大防止に配慮したイベント等の開催やＷＥＢ等での販売促進、新たなサービス展開による販路拡大を図る取組など、新型コロナウイルス感染症の影響を乗り越えるための取組みを支援します！

■募集スケジュール

公募受付期間　令和３年10月12日　から　随時受付

※採択結果は随時通知します。予算額に達し次第、以後の公募は行いません。
※令和３年４月16日以降に発生した経費を対象とします。

■対象事業例

共同店舗における
レシートラリーイベントの開催

ネットショップ開設による
販路拡大事業

テイクアウトキャンペーンの
実施による販促事業

公募要領・申請書式はこちらまで→ https://jongara.net/blog/archives/7313

～　連携支援のネットワークコーディネーター　青森県中小企業団体中央会　～
こちらからご説明にお伺いします！まずはメールかお電話でお問い合わせください。

弘前支所	本部連携支援Ｉ課	八戸支所
0172-39-7002	017-777-2325	0178-43-6525
hirosaki@jongara.net	renkei-one@jongara.net	8nohe@jongara.net

令和３年度新型コロナウイルス感染症対応組合等消費喚起促進事業の概要

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、感染拡大防止に配慮したイベント等の開催やWEB等での販売促進、新たなサービス展開による販路拡大等、組合等が行う新型コロナウイルス感染症の影響を乗り越えるための取組等に対し、補助対象経費の3/4を補助します。

■ 補助対象者

【事業協同組合又はその連合会】　【商店街振興組合又はその連合会】

【商工組合又はその連合会】　【生活衛生同業組合】　【企業組合】　【協業組合】

■ 補助対象経費

ア　謝金（委員・講師・研究員等外部専門家に対する謝金）

イ　旅費（委員・講師・研究員等外部専門家に対する旅費、職員・役員等に対する旅費）

ウ　その他事業実施に係る経費

①開発費　②広報費　③借料　④備品費　⑤資料購入費　⑥雑役務費　⑦会議費

⑧展示会等出展費　⑨委託費　⑩外注費　⑪その他中央会が特に必要と認める経費

※ただし、消耗品（マスク、消毒液等）、感染拡大防止に関連しない通常の備品等は対象外とし、消費喚起促進事業のために新たに発生する経費に限ります。

※補助対象経費の詳細につきましては、当会までご相談ください。

■ 補助対象事業

次の（１）に掲げる取組であって、（２）に掲げる要件も満たすものとします。

（１）新型コロナウイルス感染症の影響を乗り越えるために令和４年２月 15 日までに行う取り組みで、以下のいずれかに該当するものであること。

① 感染拡大防止に配慮したイベント開催やキャンペーン実施等に要する費用

② ＷＥＢを活用した新たな販売促進事業や新たなサービスの実施による販路拡大等に要する費用

③ その他新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止と社会経済活動の両立や新型コロナウイルス感染症を乗り越えるための経費であって知事が必要と認めるもの

（２）以下のいずれにも該当しないものであること。

① 国（独立行政法人を含む）等の他の補助制度、助成制度を活用する事業

② 令和３年青森県まちのにぎわいづくり支援事業費補助金交付要綱に定める新しい生活様式に対応したまちのにぎわいづくり事業（商店街振興組合及び商店街振興組合連合会が実施するものに限る）を活用する事業

③ 事業内容が射幸心をそそるおそれがあるもの、また公の秩序もしくは善良の風俗を害することとなる恐れがあるもの及び公的な支援を行うことが適当でないと認められるもの

■ 主な注意点

・採択審査は、有識者等により構成される審査委員会（非公開）にて、事業計画の有効性や積算の透明性等の観点から行われます。

事業の詳細・申請様式・要綱等は、当会ホームページにてご確認願います。

https://jongara.net/blog/archives/7313

（トップページにバナーが掲載されています）